

報道発表

令和7年12月3日
京都府労働委員会事務局

手話で伝えるあっせん制度

～西日本初！労働委員会が手話通訳付き説明動画を公開～

- 京都府労働委員会は、聴覚障害者にも制度を届けるため、手話通訳付きの労働あっせん説明動画を初公開します（西日本では初（全国2例目））。
- 人権週間に合わせ、誰もが安心して制度を活用できるよう、条例に基づく「聞こえの共生社会推進施策」として実施する取組ですので、周知をお願いします。

1 個別労働関係紛争のあっせん制度の概要

➤ 制度の目的

労働者と事業主の間で発生した労働条件や人間関係等のトラブル（解雇、賃下げ、配置転換、パワハラなど）を、話し合いによって円満に解決するための制度

➤ 制度の対象者

京都府内の事業所で働く（又は働いていた）労働者個人又はその事業主。雇用形態は問わず、正社員・パート・アルバイト・派遣なども対象

➤ あっせんの流れ

申請後、労働委員会のあっせん員が公正・中立な立場で双方の主張を聴き、合意点を探る。非公開・無料・迅速な手続が特徴

2 手話通訳付き動画作成までの趣旨



（動画の一場面）

京都府労働委員会事務局では、個別労働関係紛争のあっせん制度を府民に広く周知するため、説明動画を作成しています。これまでも、手話のない動画を公開していましたが、この度、京都府聴覚言語障害センターとの協働により、聴覚障害のある方にも制度内容が伝わるよう、従来の動画に手話通訳を付与した動画を公開します。労働関連動画に手話通訳を付けることは全国的にも珍しい試みであり、12月の人権週間に合わせ、情報バリアの解消と制度理解の促進を図るもので（静岡県に次いで全国2例目）。

3 動画リンク（令和7年12月4日（木）午前零時から公開）

京都府ホームページ「個別労働関係紛争のあっせん制度」（手話通訳付き）

<https://www.youtube.com/watch?v=dkmF0D06Wc4>



【本報道発表に関するお問合せ】

京都府労働委員会事務局
総務調整課

（課長 森本 電話 075-414-5731）
（課長補佐兼係長 出田 電話 075-414-5732）